

資料

国家の「三要素」

モンテビデオ条約 Convention on Rights and Duties of States, December 26, 1933

Article I. The State as a person of international law should possess the following qualifications:

- (a) a permanent population;
- (b) a defined territory;
- (c) government; and
- (d) capacity to enter into relations with other States.

実効性の意義

国境地方の主権に関する事件 国際司法裁判所 1959年6月20日判決

Case concerning Sovereignty over Certain Frontier Land (Belgium / Netherlands), Judgment of 20 June 1959, *I.C.J. Reports 1959*, p. 227.

The final contention of the Netherlands is that if sovereignty over the disputed plots was vested in Belgium by virtue of the Boundary Convention, acts of sovereignty exercised by the Netherlands since 1843 have established sovereignty in the Netherlands.

This is a claim to sovereignty in derogation of title established by treaty. Under the Boundary Convention, sovereignty resided in Belgium. The question for the Court is whether Belgium has lost its sovereignty, by non-assertion of its rights and by acquiescence in acts of sovereignty alleged to have been exercised by the Netherlands at different times since 1843.

北方領土

サンフランシスコ平和条約 1951年9月8日署名

Article 2

- (c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of 5 September 1905.

ポツダム宣言 1945年7月26日

- (8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.

カイロ宣言 1943年11月27日

The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion.

It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and the Pescadores, shall be restored to the Republic of China.

Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

ヤルタ協定 1945年2月11日

Agreement regarding Japan

3. The Kurile Islands shall be handed over to the Soviet Union.

韓国によるサンマ漁をめぐる問題

武部農林水産大臣記者会見要旨 2001.6.19.

<http://www.kanbou.maff.go.jp/kouhou/010619daijin.htm>

私の方から北方四島周辺水域における韓国サンマ漁船の操業問題について、閣僚懇談会で発言しましたので、そのことについて報告させていただきます。日韓漁業協定に基づきまして三陸沖で操業を希望する韓国サンマ漁船から、6月6日に操業の許可申請が届いております。一方、これらの漁船は、本年からは、韓国・ロシアの政府間合意に基づいて、北方四島周辺水域を含む水域で操業を行う予定であることが確認されております。我が国に無断で、この水域での入漁を公然と合意することは、我が国の排他的経済水域での主権的権利を損なうところでありまして、韓国・ロシア両国政府に対して抗議をしてきております。ロシアはこれに対して、四島での主権を根拠に反論し、韓国は四島の実効支配のない日本の抗議には根拠がないと反発しております。本件は、領土問題という国の最高主権に関わるものであり、私としては、我が国として、外交当局の高いレベルから強く抗議を行うべきであると主張いたしました。同時に、韓国漁船の三陸沖での操業許可は、四島周辺水域での不操業が確認できるまで留保するよう事務当局に指示したところであります。このことを閣僚懇談会で申し上げた次第であります。

外務報道官会見記録 2001.6.20.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/hodokan/hodo0106.html#3-A>

(問)ロシアが韓国に北方領土水域での漁獲枠を割り当てたということで、その漁民にとっては重大な話であると思うが、1月頃には外務省としては把握されていたかと思うが、今まで敢えて公表しなかった理由を伺いたい。

(報道官)今おっしゃったように、厳密に言うと昨年の暮れのようなのであるが、在ロシア日本大使館からロシアの漁業国家委員会に、また在韓国日本大使館から韓国の外交通商部に対してそれぞれ照会をした結果、韓国漁船の漁獲枠に北方四島の 200 カイリ水域が含まれていたということが、われわれとして知るところとなったわけである。本件は、やはり非常に微妙な問題があり、できるだけ静かな雰囲気の中で交渉をして、双方の満足のいくような解決にもっていくほうが良いであろうということで、これまでわれわれとして発表を控えてきたということである。

(問)この問題について、韓国側に対して抗議を求められるのか。

(報道官)そうである。今日も大臣が委員会で発言していたが、ロシアに対しては、大臣からイワノフ外相宛にメッセージを伝えたということである。当然、ロシア、韓国両方に対して、今後とも操業が行われないように然るべき対応をしていくということである。

(問)大臣が国会答弁の中で、「すでに韓国にもロシアにも、強く抗議してきている」と発言しているが、韓国に対しては具体的にどのような形でどう抗議されたのか。

(報道官)様々なレベルがあると思うが、ロシア、韓国両方に対して申し入れを行っている。自分の手元の資料では、ロシアに対しては、先般森総理(当時)がイルクーツクを訪問した際に、プーチン大統領に対して本件を指摘したということである。それに加えて、6月に、欧州局長からパノフ駐日大使に対して申し入れをした。また、6月11日に、川島事務次官から崔駐日韓国大使に対しても抗議をしているということである。さらに、今後とも、在韓国大使館を通じて韓国外交通商部に申し入れを行う予定である。

(問)日本の申し入れに対して、ロシア、韓国はそれぞれどのような反応をしているのか。

(報道官)自分の手元には、先方がどういう返事をしたかという資料がないので、あまり申し上げると誤ったミスリーディングになるので、ご質問については今日はコメントを差し控えさせていただきます。

外務省サイト「最近の日露関係」より <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kankei.html>

(5) 北方四島周辺水域における第三国漁船操業問題：2001年、ロシアが韓国等の漁船のために北方四島周辺 200 海里水域を含む水域においてサンマの漁獲割当を行い、問題になったが、協議の結果、ロシア側は、当該水域における第三国漁船の操業を 2002 年以降認めないこととし、2月1日に手交されたプーチン大統領発小泉総理宛親書の中で、本問題が両国の基本的立場を損なうことなく最も適切な解決策を見出せたことを確認した。これにより、2002 年以降、当該水域における第三国漁船の操業は行われないこととなった。